第２章　過労死等の現状

仕事が主な原因で発症した心筋梗塞などの「心疾患」、脳梗塞などの「脳血管疾患」、また、仕事によるストレスが関係した精神障害については、「業務上疾病」として認められるが、それらの認定に当たっての基準が以下のとおり通達で定められている。

＜労働者についての労災認定基準＞

①　脳血管疾患・心疾患について

平成 13 年 12 月 12 日付け基発第 1063 号「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」[注1)]

②　精神障害について

平成 23 年 12 月 26 日付け基発 1226 第 1 号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」[注2)]

＜国家公務員についての公務災害認定基準＞

①　脳血管疾患・心疾患について

平成 13 年 12 月 12 日付け勤補-323「心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上災害の認定について」[注3)]

②　精神障害について

平成 20 年 4 月 1 日付け職補-114「精神疾患等の公務上災害の認定について」[注4)]

＜地方公務員についての公務災害認定基準＞

①　平成 13 年 12 月 12 日付け地基補第 239 号「心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上災害の認定ついて」[注5)]

②　平成 13 年 12 月 12 日付け地基補第 240 号「「心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上災害の認定ついて」の実施及び公務起因性判断のための調査事項について」[注6)]

③　平成 24 年 3 月 16 日付け地基補第 61 号「精神疾患等の公務災害の認定について」[注7)]

④　平成 24 年 3 月 16 日付け地基補第 62 号「「精神疾患等の公務災害の認定について」の実施について」[注8)]

本章では、上記の基準で「業務上疾病」として認められた過労死等の補償状況について報告する。

注 1）平成 13 年 12 月 12 日付け基発第 1063 号「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」の Web サイト：http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/dl/040325-11a.pdf

注 2）平成 23 年 12 月 26 日付け基発 1226 第 1 号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」の Web サイト：http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousaihoken04/dl/120118a.pdf

注 3）平成 13 年 12 月 12 日付け勤補-323「心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上災害の認定について」の Web サイト：http://www.jinji.go.jp/kisoku/tsuuchi/16_saigaihoshou/1610000_H13kinho323.htm

注 4）平成 20 年 4 月 1 日付け職補-114「精神疾患等の公務上災害の認定について」の Web サイト：http://www.jinji.go.jp/kisoku/tsuuchi/16_saigaihoshou/1611000_H20shokuho114.htm

注 5）平成 13 年 12 月 12 日付け地基補第 239 号「心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上災害の認定ついて」の Web サイト：http://www.chikousai.jp/hourei/h13ho239.pdf

注 6）平成 13 年 12 月 12 日付け地基補第 240 号「「心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上災害の認定ついて」の実施及び公務起因性判断のための調査事項について」の Web サイト：http://www.chikousai.jp/hourei/h13ho240.pdf

注 7）平成 24 年 3 月 16 日付け地基補第 61 号「精神疾患等の公務災害の認定について」の Web サイト：http://www.chikousai.jp/hourei/h24ho61.pdf

注 8）平成 24 年 3 月 16 日付け地基補第 62 号「「精神疾患等の公務災害の認定について」の実施について」の Web サイト：http://www.chikousai.jp/hourei/h24ho62.pdf

1 過労死等に係る労災補償の状況

(1) 脳・心臓疾患の労災補償状況

業務における過重な負荷により脳血管疾患又は虚血性心疾患等（以下「脳・心臓疾患」という。）を発症したとする労災請求件数は、過去 10 年余りの間、700 件台後半から 900 件台前半の間で推移している（第 1-1 図）。支給決定（認定）件数は、平成 14（2002）年度に 300 件を超えて以降、平成 18（2006）年度から平成 20（2008）年度に 300 件台後半となったが、それ以降は 200 件台後半から 300 件台前半の間で推移しており、そのうちの死亡件数は、平成 14 年度に 160 件に至ったが、ここ数年間は 90 件台から 100 件台前半で推移している（第 1-2 図）。

平成 28（2016）年度における脳・心臓疾患の請求件数は 825 件で、前年度比 30 件の増加となり、支給決定（認定）件数は 260 件（うち死亡 107 件）で、前年度比 9 件の増加となっている。

第 1-1 図 脳・心臓疾患に係る労災請求件数の推移

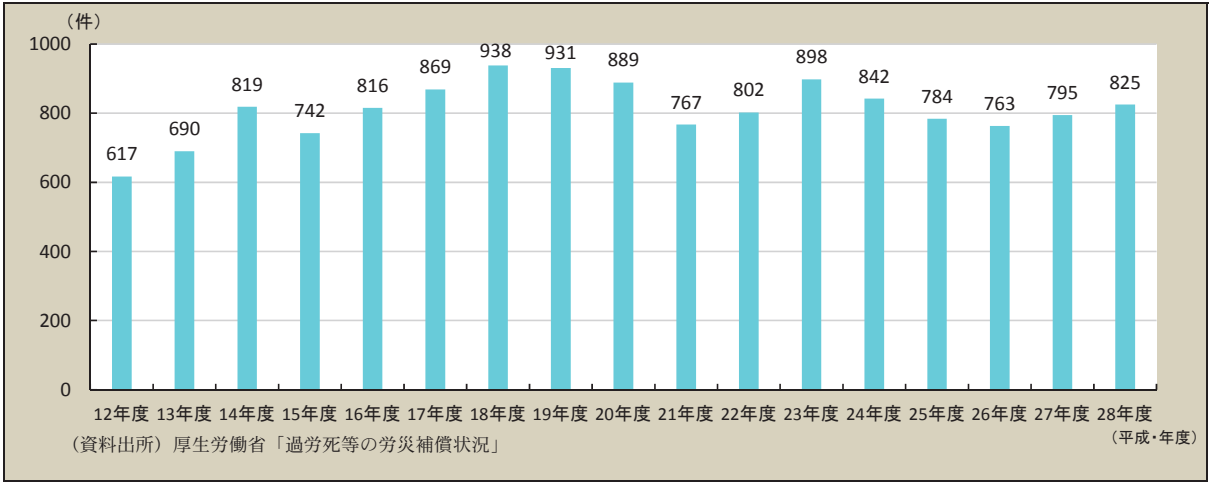

（資料出所）厚生労働省「過労死等の労災補償状況」

第 1-2 図 脳・心臓疾患に係る支給決定（認定）件数の推移

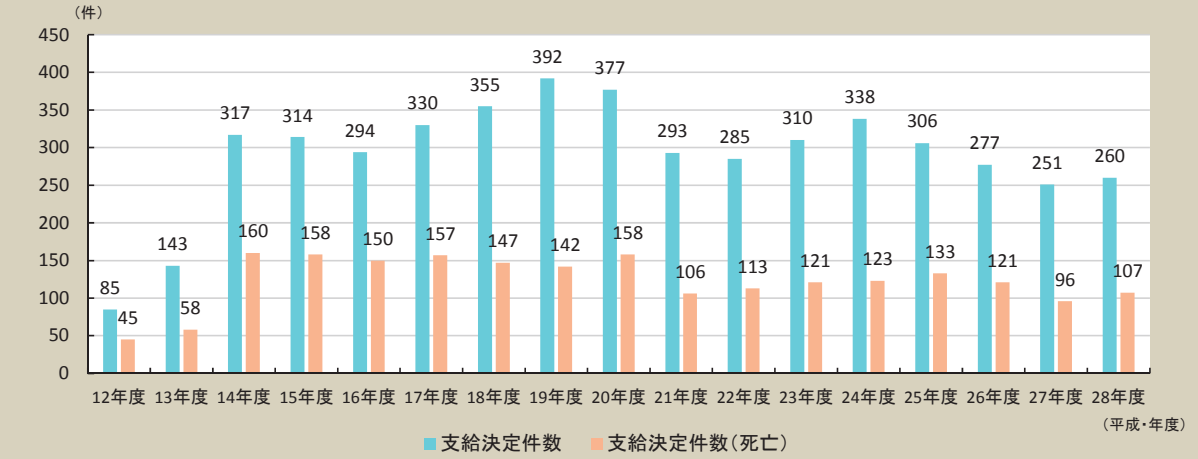

（資料出所）厚生労働省「過労死等の労災補償状況」
（注）支給決定件数は、当該年度内に「業務上」と認定した件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。

業種別（大分類）でみると、請求件数は「運輸業，郵便業」212 件（25.7％）、「卸売業，小売業」106 件（12.8％）、「製造業」101 件（12.2％）の順で多く、支給決定（認定）件数は「運輸業，郵便業」97 件（37.3％）、「製造業」41 件（15.8％）、「卸売業，小売業」29 件（11.2％）の順に多くなっており、前年度に引き続き、請求件数、支給決定（認定）件数ともに「運輸業,郵便業」が最多となっている（第 1-3 表）。

第 1-3 表　脳・心臓疾患の業種別請求、決定及び支給決定（認定）件数

（件）

業種（大分類）＼年度	平成27年度			平成28年度		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
農業，林業，漁業，鉱業，採石業，砂利採取業	12（0）〈5（0）〉	6（0）〈1（0）〉	1（0）〈0（0）〉	12（0）〈4（0）〉	10（0）〈4（0）〉	5（0）〈4（0）〉
製造業	109（6）〈48（3）〉	92（3）〈39（1）〉	34（2）〈15（0）〉	101（6）〈40（3）〉	89（5）〈38（3）〉	41（1）〈16（0）〉
建設業	111（0）〈42（0）〉	103（0）〈38（0）〉	28（0）〈11（0）〉	98（1）〈35（0）〉	78（0）〈32（0）〉	18（0）〈7（0）〉
運輸業，郵便業	181（3）〈71（1）〉	161（5）〈65（1）〉	96（3）〈39（0）〉	212（4）〈68（1）〉	178（3）〈59（0）〉	97（1）〈35（0）〉
卸売業，小売業	116（23）〈41（6）〉	98（20）〈31（4）〉	35（3）〈9（1）〉	106（22）〈34（2）〉	97（21）〈41（5）〉	29（3）〈13（0）〉
金融業，保険業	12（2）〈5（1）〉	4（0）〈1（0）〉	2（0）〈1（0）〉	7（1）〈1（0）〉	6（1）〈4（1）〉	1（0）〈0（0）〉
教育，学習支援業	9（1）〈3（1）〉	7（1）〈3（1）〉	0（0）〈0（0）〉	12（2）〈3（0）〉	10（2）〈2（0）〉	3（1）〈1（0）〉
医療，福祉	42（21）〈13（3）〉	33（14）〈10（2）〉	5（2）〈2（0）〉	47（27）〈10（3）〉	38（22）〈12（3）〉	10（1）〈6（0）〉
情報通信業	31（2）〈12（1）〉	23（2）〈13（1）〉	11（0）〈6（0）〉	22（0）〈10（0）〉	28（1）〈13（0）〉	9（0）〈4（0）〉
宿泊業，飲食サービス業	55（9）〈19（1）〉	51（9）〈17（2）〉	22（0）〈7（0）〉	50（12）〈7（1）〉	43（6）〈12（1）〉	20（2）〈6（1）〉
その他の事業（上記以外の事業）	117（16）〈24（1）〉	93（14）〈28（2）〉	17（1）〈6（0）〉	158（16）〈49（4）〉	103（10）〈36（3）〉	27（3）〈15（2）〉
合計	795（83）〈283（18）〉	671（68）〈246（14）〉	251（11）〈96（1）〉	825（91）〈261（14）〉	680（71）〈253（16）〉	260（12）〈107（3）〉

（資料出所）厚生労働省「平成 28 年度過労死等の労災補償状況」
（注）1. 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。
2.「その他の事業（上記以外の事業）」に分類されているのは、不動産業、他に分類されないサービス業などである。
3.（ ）内は女性の件数で、内数である。
4.〈 〉内は死亡の件数で、内数である。

なお、業種別（中分類）では、請求件数は「運輸業，郵便業」の「道路貨物運送業」145 件（17.6％）、「サービス業（他に分類されないもの）」の「その他の事業サービス業」63 件（7.6％）、「運輸業，郵便業」の「道路旅客運送業」43 件（5.2％）の順で多く、支給決定（認定）件数は、「運輸業，郵便業」の「道路貨物運送業」89 件（34.2％）、「宿泊業，飲食サービス業」の「飲食店」14 件（5.4％）、「建設業」の「総合工事業」、「卸売業，小売業」の「各種商品小売業」、「サービス業（他に分類されないもの）」の「その他の事業サービス業」がいずれも 8 件（3.1％）となっており、請求件数、支給決定（認定）件数ともに「道路貨物運送業」が最多となっている（第 1-4 表、第 1-5 表）。

第 1-4 表　平成 28 年度脳・心臓疾患の請求件数の多い業種（中分類の上位 15 業種）

（件）

	業種（大分類）	業種（中分類）	請求件数
1	運輸業，郵便業	道路貨物運送業	145（ 2 ）〈 52（ 1 ）〉
2	サービス業（他に分類されないもの）	その他の事業サービス業	63（ 7 ）〈 20（ 2 ）〉
3	運輸業，郵便業	道路旅客運送業	43（ 1 ）〈 8（ 0 ）〉
4	建設業	職別工事業（設備工事業を除く）	38（ 0 ）〈 8（ 0 ）〉
5	建設業	総合工事業	37（ 1 ）〈 16（ 0 ）〉
6	医療，福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	28（ 18 ）〈 7（ 3 ）〉
7	宿泊業，飲食サービス業	飲食店	26（ 5 ）〈 2（ 0 ）〉
8	卸売業，小売業	その他の小売業	24（ 2 ）〈 7（ 0 ）〉
9	建設業	設備工事業	23（ 0 ）〈 11（ 0 ）〉
10	卸売業，小売業	各種商品小売業	20（ 6 ）〈 6（ 1 ）〉
10	卸売業，小売業	飲食料品小売業	20（ 9 ）〈 2（ 1 ）〉
12	医療，福祉	医療業	19（ 9 ）〈 3（ 0 ）〉
13	製造業	電気機械器具製造業	17（ 2 ）〈 6（ 1 ）〉
14	情報通信業	情報サービス業	15（ 0 ）〈 7（ 0 ）〉
15	宿泊業，飲食サービス業	宿泊業	13（ 4 ）〈 2（ 0 ）〉

（資料出所）厚生労働省「平成 28 年度過労死等の労災補償状況」
（注）1. 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。
2.（ ）内は女性の件数で、内数である。
3.〈 〉内は死亡の件数で、内数である。

第 1-5 表　平成 28 年度脳・心臓疾患の支給決定（認定）件数の多い業種（中分類の上位 15 業種）

（件）

	業種（大分類）	業種（中分類）	支給決定件数
1	運輸業，郵便業	道路貨物運送業	89（ 0 ）〈 33（ 0 ）〉
2	宿泊業，飲食サービス業	飲食店	14（ 1 ）〈 4（ 0 ）〉
3	建設業	総合工事業	8（ 0 ）〈 5（ 0 ）〉
3	卸売業，小売業	各種商品小売業	8（ 1 ）〈 4（ 0 ）〉
3	サービス業（他に分類されないもの）	その他の事業サービス業	8（ 3 ）〈 4（ 2 ）〉
6	建設業	職別工事業（設備工事業を除く）	7（ 0 ）〈 0（ 0 ）〉
6	情報通信業	情報サービス業	7（ 0 ）〈 3（ 0 ）〉
6	運輸業，郵便業	道路旅客運送業	7（ 1 ）〈 2（ 0 ）〉
6	卸売業，小売業	飲食料品卸売業	7（ 0 ）〈 3（ 0 ）〉
6	卸売業，小売業	その他の小売業	7（ 1 ）〈 3（ 0 ）〉
11	製造業	その他の製造業	6（ 0 ）〈 3（ 0 ）〉
11	医療，福祉	医療業	6（ 0 ）〈 4（ 0 ）〉
13	製造業	食料品製造業	5（ 1 ）〈 1（ 0 ）〉
13	製造業	金属製品製造業	5（ 0 ）〈 3（ 0 ）〉
13	製造業	生産用機械器具製造業	5（ 0 ）〈 1（ 0 ）〉

（資料出所）厚生労働省「平成 28 年度過労死等の労災補償状況」
（注）1. 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。
2.（ ）内は女性の件数で、内数である。
3.〈 〉内は死亡の件数で、内数である。

次に、職種別(大分類)でみると、請求件数は「輸送・機械運転従事者」187 件（22.7%)、「販売従事者」97 件（11.8%)、「サービス職業従事者」93 件（11.3%）の順で多く、支給決定（認定）件数は「輸送・機械運転従事者」90 件（34.6%)、「専門的・技術的職業従事者」30 件（11.5%)、「生産工程従事者」27 件（10.4%）の順に多くなっており、前年度に引き続き、請求件数、支給決定（認定）件数ともに「輸送・機械運転従事者」が最多となっている(第 1-6 表)。

なお、職種別（中分類）では、請求件数は「輸送・機械運転従事者」の「自動車運転従事者」178 件（21.6%)、「販売従事者」の「営業職業従事者」54 件（6.5%)、「建設・採掘従事者」の「建設従事者（建設躯体工事従事者を除く)」46 件（5.6%）の順で多く、支給決定（認定）件数は「輸送・機械運転従事者」の「自動車運転従事者」89 件（34.2%)、「管理的職業従事者」の「法人・団体管理職員」22 件（8.5%)、「サービス職業従事者」の「飲食物調理従事者」14 件（5.4%）の順に多くなっており、請求件数、支給決定（認定）件数ともに「自動車運転従事者」が最多となっている（第 1-7 表、第 1-8 表)。

第 1-6 表　脳・心臓疾患の職種別請求、決定及び支給決定（認定）件数

（件）

年度 / 職種(大分類)	平成27年度 請求件数	平成27年度 決定件数	平成27年度 うち支給決定件数	平成28年度 請求件数	平成28年度 決定件数	平成28年度 うち支給決定件数
専門的・技術的職業従事者	118 (8) 〈 45 (0)〉	92 (4) 〈 40 (0)〉	33 (1) 〈 17 (0)〉	91 (14) 〈 38 (2)〉	79 (8) 〈 37 (1)〉	30 (1) 〈 16 (0)〉
管理的職業従事者	53 (1) 〈 23 (0)〉	50 (2) 〈 15 (0)〉	27 (0) 〈 8 (0)〉	53 (0) 〈 21 (0)〉	54 (1) 〈 32 (0)〉	26 (1) 〈 14 (0)〉
事務従事者	59 (13) 〈 21 (5)〉	50 (13) 〈 18 (3)〉	15 (4) 〈 6 (0)〉	46 (9) 〈 10 (2)〉	41 (8) 〈 13 (3)〉	10 (1) 〈 3 (0)〉
販売従事者	95 (20) 〈 28 (5)〉	84 (16) 〈 29 (3)〉	34 (2) 〈 14 (1)〉	97 (16) 〈 31 (3)〉	81 (16) 〈 25 (4)〉	23 (3) 〈 7 (0)〉
サービス職業従事者	82 (22) 〈 27 (4)〉	73 (19) 〈 24 (5)〉	20 (0) 〈 4 (0)〉	93 (33) 〈 15 (1)〉	71 (24) 〈 19 (2)〉	23 (2) 〈 9 (0)〉
輸送・機械運転従事者	161 (3) 〈 64 (1)〉	141 (4) 〈 61 (1)〉	88 (2) 〈 38 (0)〉	187 (1) 〈 58 (1)〉	158 (0) 〈 52 (0)〉	90 (0) 〈 30 (0)〉
生産工程従事者	70 (8) 〈 29 (3)〉	54 (4) 〈 21 (2)〉	13 (1) 〈 4 (0)〉	60 (6) 〈 19 (1)〉	52 (5) 〈 23 (3)〉	27 (1) 〈 11 (0)〉
運搬・清掃・包装等従事者	50 (8) 〈 10 (0)〉	41 (6) 〈 12 (0)〉	9 (1) 〈 2 (0)〉	67 (11) 〈 28 (4)〉	50 (9) 〈 19 (3)〉	9 (3) 〈 6 (3)〉
建設・採掘従事者	68 (0) 〈 25 (0)〉	60 (0) 〈 19 (0)〉	8 (0) 〈 2 (0)〉	77 (0) 〈 28 (0)〉	62 (0) 〈 25 (0)〉	14 (0) 〈 6 (0)〉
その他の職種（上記以外の職種）	39 (0) 〈 11 (0)〉	26 (0) 〈 7 (0)〉	4 (0) 〈 1 (0)〉	54 (1) 〈 13 (0)〉	32 (0) 〈 8 (0)〉	8 (0) 〈 5 (0)〉
合計	795 (83) 〈 283 (18)〉	671 (68) 〈 246 (14)〉	251 (11) 〈 96 (1)〉	825 (91) 〈 261 (14)〉	680 (71) 〈 253 (16)〉	260 (12) 〈 107 (3)〉

（資料出所）厚生労働省「平成 28 年度過労死等の労災補償状況」
（注）1. 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。
2.「その他の職種（上記以外の職種)」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業従事者などである。
3. ( ) 内は女性の件数で、内数である。
4. 〈 〉内は死亡の件数で、内数である。

第 1-7 表　平成 28 年度脳・心臓疾患の請求件数の多い職種（中分類の上位 15 職種）

（件）

	職種（大分類）	職種（中分類）	請求件数
1	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	178 （ 1 ） 〈 54 （ 1 ）〉
2	販売従事者	営業職業従事者	54 （ 1 ） 〈 23 （ 0 ）〉
3	建設・採掘従事者	建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）	46 （ 0 ） 〈 13 （ 0 ）〉
4	保安職業従事者	その他の保安職業従事者	41 （ 1 ） 〈 10 （ 0 ）〉
5	運搬・清掃・包装等従事者	運搬従事者	40 （ 4 ） 〈 19 （ 1 ）〉
6	販売従事者	商品販売従事者	39 （ 14 ） 〈 7 （ 2 ）〉
7	管理的職業従事者	法人・団体管理職員	36 （ 0 ） 〈 17 （ 0 ）〉
7	サービス職業従事者	飲食物調理従事者	36 （ 10 ） 〈 6 （ 0 ）〉
9	事務従事者	一般事務従事者	27 （ 6 ） 〈 7 （ 2 ）〉
10	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	24 （ 4 ） 〈 7 （ 1 ）〉
11	サービス職業従事者	介護サービス職業従事者	22 （ 15 ） 〈 3 （ 1 ）〉
11	運搬・清掃・包装等従事者	清掃従事者	22 （ 5 ） 〈 7 （ 2 ）〉
13	専門的・技術的職業従事者	建築・土木・測量技術者	19 （ 1 ） 〈 3 （ 0 ）〉
14	サービス職業従事者	接客・給仕職業従事者	18 （ 4 ） 〈 1 （ 0 ）〉
15	専門的・技術的職業従事者	情報処理・通信技術者	17 （ 0 ） 〈 7 （ 0 ）〉

（資料出所）厚生労働省「平成 28 年度過労死等の労災補償状況」
（注）1. 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。
2. （ ）内は女性の件数で、内数である。
3. 〈 〉内は死亡の件数で、内数である。

第 1-8 表　平成 28 年度脳・心臓疾患の支給決定（認定）件数の多い職種（中分類の上位 15 職種）

（件）

	職種（大分類）	職種（中分類）	支給決定件数
1	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	89 （ 0 ） 〈 29 （ 0 ）〉
2	管理的職業従事者	法人・団体管理職員	22 （ 1 ） 〈 14 （ 0 ）〉
3	サービス職業従事者	飲食物調理従事者	14 （ 0 ） 〈 7 （ 0 ）〉
4	販売従事者	商品販売従事者	13 （ 3 ） 〈 3 （ 0 ）〉
5	販売従事者	営業職業従事者	10 （ 0 ） 〈 4 （ 0 ）〉
6	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者（金属製品）	9 （ 0 ） 〈 4 （ 0 ）〉
7	専門的・技術的職業従事者	建築・土木・測量技術者	8 （ 0 ） 〈 4 （ 0 ）〉
7	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	8 （ 1 ） 〈 3 （ 0 ）〉
7	建設・採掘従事者	建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）	8 （ 0 ） 〈 2 （ 0 ）〉
10	専門的・技術的職業従事者	情報処理・通信技術者	7 （ 0 ） 〈 3 （ 0 ）〉
11	サービス職業従事者	接客・給仕職業従事者	6 （ 0 ） 〈 1 （ 0 ）〉
12	専門的・技術的職業従事者	医師，歯科医師，獣医師，薬剤師	5 （ 0 ） 〈 4 （ 0 ）〉
12	事務従事者	一般事務従事者	5 （ 0 ） 〈 1 （ 0 ）〉
12	生産工程従事者	機械組立従事者	5 （ 0 ） 〈 2 （ 0 ）〉
15	管理的職業従事者	法人・団体役員	4 （ 0 ） 〈 0 （ 0 ）〉
15	保安職業従事者	その他の保安職業従事者	4 （ 0 ） 〈 2 （ 0 ）〉
15	建設・採掘従事者	土木作業従事者	4 （ 0 ） 〈 3 （ 0 ）〉
15	運搬・清掃・包装等従事者	運搬従事者	4 （ 1 ） 〈 3 （ 1 ）〉

（資料出所）厚生労働省「平成 28 年度過労死等の労災補償状況」
（注）1. 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。
2. （ ）内は女性の件数で、内数である。
3. 〈 〉内は死亡の件数で、内数である。

年齢別では、請求件数は「50～59歳」266件（32.2%）、「40～49歳」239件（29.0%）、「60歳以上」220件（26.7%）の順で多く、支給決定（認定）件数は「50～59歳」99件（38.1%）、「40～49歳」90件（34.6%）、「30～39歳」34件（13.1%）の順に多くなっており、前年度に引き続き、請求件数、支給決定（認定）件数とも「50～59歳」が最多となっている（第1-9表）。

第1-9表　脳・心臓疾患の年齢別請求、決定及び支給決定（認定）件数

（件）

年度／年齢	平成27年度						平成28年度					
	請求件数		決定件数		うち支給決定件数		請求件数		決定件数		うち支給決定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
19歳以下	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
20～29歳	19 (1)	8 (0)	13 (1)	5 (0)	6 (0)	3 (0)	15 (3)	5 (0)	11 (1)	4 (0)	4 (0)	2 (0)
30～39歳	82 (10)	35 (3)	77 (10)	30 (1)	36 (3)	15 (0)	85 (7)	34 (0)	75 (4)	36 (2)	34 (0)	17 (0)
40～49歳	198 (20)	72 (7)	185 (15)	76 (5)	80 (2)	39 (0)	239 (17)	92 (5)	188 (9)	75 (3)	90 (2)	38 (0)
50～59歳	263 (22)	99 (2)	208 (15)	77 (1)	91 (1)	32 (0)	266 (37)	75 (7)	226 (29)	86 (7)	99 (8)	38 (3)
60歳以上	233 (30)	69 (6)	187 (27)	58 (7)	38 (5)	7 (1)	220 (27)	55 (2)	180 (28)	52 (4)	33 (2)	12 (0)
合計	795 (83)	283 (18)	671 (68)	246 (14)	251 (11)	96 (1)	825 (91)	261 (14)	680 (71)	253 (16)	260 (12)	107 (3)

（資料出所）厚生労働省「平成28年度過労死等の労災補償状況」
（注）（ ）内は女性の件数で、内数である。

時間外労働時間別の支給決定（認定）件数をみると、まず評価期間が1か月の場合、「100時間以上～120時間未満」31件、「120時間以上～140時間未満」20件、「140時間以上～160時間未満」14件、「160時間以上」13件の順に多くなっている。次に評価期間が2～6か月における1か月平均の場合、「80時間以上～100時間未満」97件、「100時間以上～120時間未満」26件、「120時間以上～140時間未満」16件、「60時間以上～80時間未満」14件の順に多くなっている（第1-10表）。

第 1-10 表 脳・心臓疾患の時間外労働時間数（1 か月平均）別支給決定（認定）件数

（件）

年度	平成27年度						平成28年度					
区分＼評価期間	評価期間1か月		評価期間2～6か月（1か月平均）		合計		評価期間1か月		評価期間2～6か月（1か月平均）		合計	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
45時間未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
45時間以上～60時間未満	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
60時間以上～80時間未満	0 (0)	0 (0)	11 (1)	4 (0)	11 (1)	4 (0)	0 (0)	0 (0)	14 (1)	9 (1)	14 (1)	9 (1)
80時間以上～100時間未満	7 (0)	3 (0)	98 (5)	46 (1)	105 (5)	49 (1)	9 (0)	3 (0)	97 (5)	48 (1)	106 (5)	51 (1)
100時間以上～120時間未満	41 (1)	12 (0)	25 (2)	12 (0)	66 (3)	24 (0)	31 (1)	12 (1)	26 (1)	7 (0)	57 (2)	19 (1)
120時間以上～140時間未満	11 (0)	4 (0)	5 (0)	2 (0)	16 (0)	6 (0)	20 (1)	9 (0)	16 (0)	6 (0)	36 (1)	15 (0)
140時間以上～160時間未満	15 (2)	4 (0)	5 (0)	3 (0)	20 (2)	7 (0)	14 (0)	2 (0)	4 (0)	3 (0)	18 (0)	5 (0)
160時間以上	13 (0)	2 (0)	5 (0)	1 (0)	18 (0)	3 (0)	13 (0)	6 (0)	4 (0)	1 (0)	17 (0)	7 (0)
合計	87 (3)	25 (0)	150 (8)	69 (1)	237 (11)	94 (1)	87 (2)	32 (1)	161 (7)	74 (2)	248 (9)	106 (3)

（資料出所）厚生労働省「平成 28 年度過労死等の労災補償状況」
（注）1. 本表は、支給決定事案のうち、「異常な出来事への遭遇」又は「短期間の過重業務」を除くものについて分類している。
2.「評価期間 1 か月」の件数は、脳・心臓疾患の発症前 1 か月間の時間外労働時間を評価して支給決定された件数である。
3.「評価期間 2 ～ 6 か月」の件数は、脳・心臓疾患の発症前 2 か月間ないし 6 か月間における 1 か月平均時間外労働時間を評価して支給決定された件数である。
4.（ ）内は女性の件数で、内数である。

就労形態別の支給決定（認定）件数では、前年度に引き続き、「正規職員・従業員」が最多で、240 件と全体の 92.3％を占めている（第 1-11 表）。

第 1-11 表 脳・心臓疾患の就労形態別決定及び支給決定（認定）件数

（件）

年度	平成27年度				平成28年度			
区分	決定件数	うち死亡	うち支給決定件数	うち死亡	決定件数	うち死亡	うち支給決定件数	うち死亡
正規職員・従業員	556 (43)	211 (6)	233 (9)	92 (0)	568 (38)	218 (5)	240 (7)	100 (0)
契約社員	15 (4)	6 (3)	1 (0)	0 (0)	12 (5)	4 (2)	2 (0)	1 (0)
派遣労働者	10 (0)	2 (0)	5 (0)	1 (0)	8 (1)	1 (0)	3 (0)	0 (0)
パート・アルバイト	43 (19)	17 (5)	3 (2)	1 (1)	52 (25)	19 (9)	6 (5)	3 (3)
その他(特別加入者等)	47 (2)	10 (0)	9 (0)	2 (0)	40 (2)	11 (0)	9 (0)	3 (0)
合計	671 (68)	246 (14)	251 (11)	96 (1)	680 (71)	253 (16)	260 (12)	107 (3)

（資料出所）厚生労働省「平成 28 年度過労死等の労災補償状況」
（注）1. 就労形態の区分は以下のとおりである。
・正規職員・従業員
一般職員又は正社員などと呼ばれているフルタイムで雇用されている労働者。
・契約社員
専門的職種に従事させることを目的に雇用され、雇用期間の定めのある労働者。
・派遣労働者
労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている労働者。
・パート・アルバイト
就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている労働者。
2.（ ）内は女性の件数で、内数である。

(2) 精神障害の労災補償状況

業務における強い心理的負荷による精神障害を発病したとする労災請求件数は、増加傾向にあり、支給決定（認定）件数は、平成22（2010）年度に300件を超え、平成24（2012）年度以降は400件台で推移している（第1-12図、第1-13図）。

平成28（2016）年度における請求件数は1,586件で、前年度比71件の増加、支給決定（認定）件数は498件（うち未遂を含む自殺84件）で、前年度比26件の増加となっている。

第1-12図 精神障害に係る労災請求件数の推移

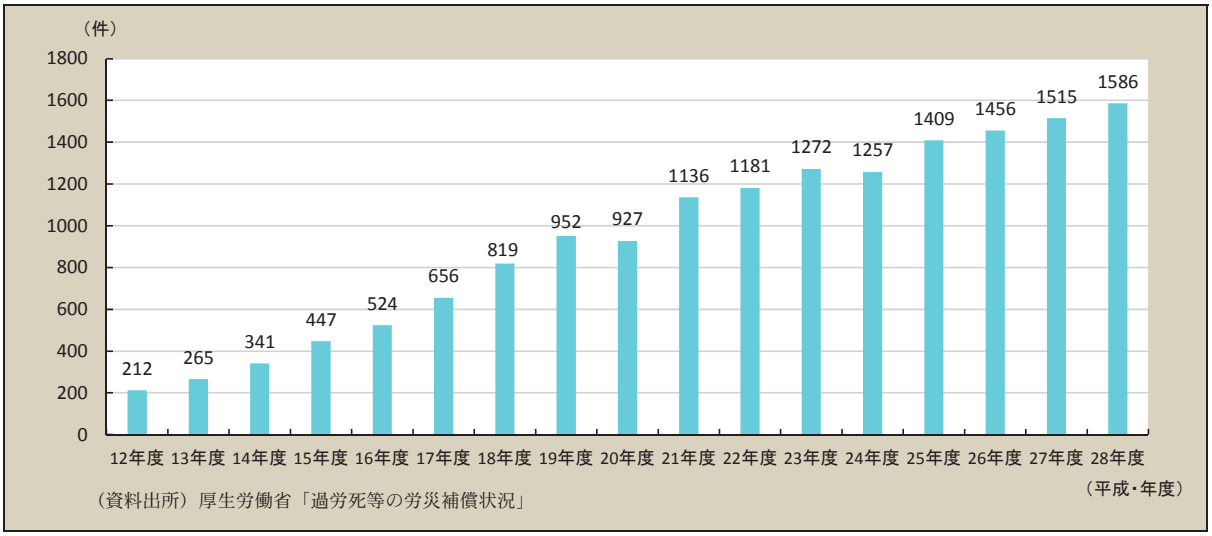

（資料出所）厚生労働省「過労死等の労災補償状況」

第1-13図 精神障害に係る支給決定（認定）件数の推移

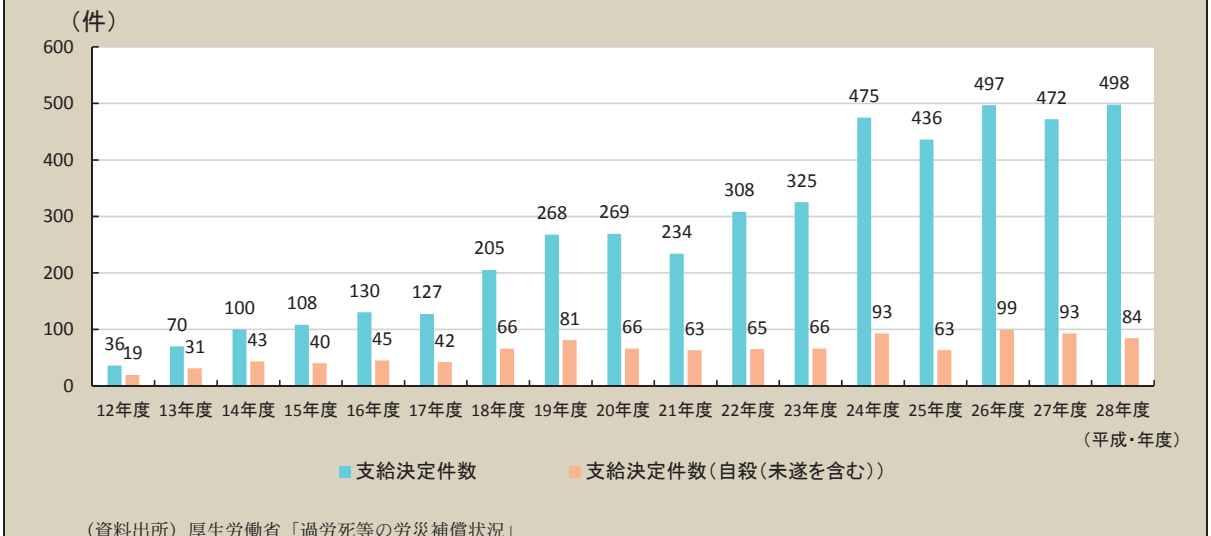

（資料出所）厚生労働省「過労死等の労災補償状況」
（注）支給決定件数は、当該年度内に「業務上」と認定した件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。

業種別（大分類）でみると、請求件数は「医療，福祉」302件（19.0％）、「製造業」279件（17.6％）、「卸売業，小売業」220件（13.9％）の順で多く、支給決定（認定）件数は「製造業」91件（18.3％）、「医療，福祉」80件（16.1％）、「卸売業，小売業」57件（11.4％）の順に多くなっている（第1-14表）。

第 1-14 表　精神障害の業種別請求、決定及び支給決定（認定）件数

（件）

業種（大分類）＼年度	平成27年度 請求件数	平成27年度 決定件数	平成27年度 うち支給決定件数	平成28年度 請求件数	平成28年度 決定件数	平成28年度 うち支給決定件数
農業，林業、漁業、鉱業，採石業，砂利採取業	11 （ 0 ） 〈 1 （ 0 ）〉	8 （ 0 ） 〈 1 （ 0 ）〉	6 （ 0 ） 〈 0 （ 0 ）〉	11 （ 5 ） 〈 1 （ 0 ）〉	11 （ 1 ） 〈 2 （ 0 ）〉	7 （ 1 ） 〈 2 （ 0 ）〉
製造業	262 （ 65 ） 〈 42 （ 2 ）〉	239 （ 60 ） 〈 49 （ 3 ）〉	71 （ 18 ） 〈 18 （ 0 ）〉	279 （ 61 ） 〈 55 （ 2 ）〉	242 （ 45 ） 〈 48 （ 3 ）〉	91 （ 20 ） 〈 19 （ 1 ）〉
建設業	95 （ 11 ） 〈 20 （ 1 ）〉	65 （ 6 ） 〈 21 （ 1 ）〉	36 （ 2 ） 〈 14 （ 1 ）〉	108 （ 10 ） 〈 22 （ 0 ）〉	88 （ 8 ） 〈 19 （ 0 ）〉	54 （ 2 ） 〈 16 （ 0 ）〉
運輸業，郵便業	144 （ 32 ） 〈 16 （ 1 ）〉	134 （ 25 ） 〈 15 （ 1 ）〉	57 （ 11 ） 〈 8 （ 0 ）〉	173 （ 30 ） 〈 19 （ 1 ）〉	131 （ 24 ） 〈 14 （ 2 ）〉	45 （ 7 ） 〈 6 （ 0 ）〉
卸売業，小売業	223 （ 85 ） 〈 26 （ 1 ）〉	191 （ 80 ） 〈 30 （ 2 ）〉	65 （ 26 ） 〈 11 （ 1 ）〉	220 （ 92 ） 〈 24 （ 4 ）〉	179 （ 69 ） 〈 18 （ 2 ）〉	57 （ 23 ） 〈 3 （ 0 ）〉
金融業，保険業	52 （ 30 ） 〈 7 （ 1 ）〉	52 （ 28 ） 〈 8 （ 2 ）〉	14 （ 8 ） 〈 3 （ 0 ）〉	55 （ 30 ） 〈 4 （ 0 ）〉	44 （ 25 ） 〈 5 （ 0 ）〉	11 （ 5 ） 〈 3 （ 0 ）〉
教育，学習支援業	37 （ 21 ） 〈 4 （ 0 ）〉	52 （ 30 ） 〈 3 （ 1 ）〉	19 （ 11 ） 〈 2 （ 1 ）〉	42 （ 21 ） 〈 4 （ 1 ）〉	34 （ 19 ） 〈 3 （ 0 ）〉	10 （ 6 ） 〈 1 （ 0 ）〉
医療，福祉	254 （ 172 ） 〈 24 （ 6 ）〉	194 （ 128 ） 〈 19 （ 4 ）〉	47 （ 30 ） 〈 8 （ 2 ）〉	302 （ 225 ） 〈 16 （ 4 ）〉	250 （ 174 ） 〈 20 （ 4 ）〉	80 （ 58 ） 〈 8 （ 0 ）〉
情報通信業	94 （ 29 ） 〈 13 （ 1 ）〉	70 （ 21 ） 〈 10 （ 0 ）〉	30 （ 5 ） 〈 6 （ 0 ）〉	82 （ 25 ） 〈 11 （ 0 ）〉	76 （ 19 ） 〈 12 （ 0 ）〉	27 （ 8 ） 〈 6 （ 0 ）〉
宿泊業，飲食サービス業	71 （ 30 ） 〈 11 （ 0 ）〉	59 （ 25 ） 〈 10 （ 0 ）〉	29 （ 11 ） 〈 4 （ 0 ）〉	81 （ 32 ） 〈 11 （ 1 ）〉	66 （ 23 ） 〈 4 （ 0 ）〉	33 （ 12 ） 〈 2 （ 0 ）〉
その他の事業（上記以外の事業）	272 （ 99 ） 〈 35 （ 2 ）〉	242 （ 89 ） 〈 39 （ 2 ）〉	98 （ 24 ） 〈 19 （ 0 ）〉	233 （ 96 ） 〈 31 （ 5 ）〉	234 （ 90 ） 〈 31 （ 3 ）〉	83 （ 26 ） 〈 18 （ 1 ）〉
合計	1515 （ 574 ） 〈 199 （ 15 ）〉	1306 （ 492 ） 〈 205 （ 16 ）〉	472 （ 146 ） 〈 93 （ 5 ）〉	1586 （ 627 ） 〈 198 （ 18 ）〉	1355 （ 497 ） 〈 176 （ 14 ）〉	498 （ 168 ） 〈 84 （ 2 ）〉

（資料出所）厚生労働省「平成 28 年度過労死等の労災補償状況」
（注）1. 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。
2.「その他の事業（上記以外の事業）」に分類されているのは、不動産業、他に分類されないサービス業などである。
3.（ ）内は女性の件数で、内数である。
4.〈 〉内は自殺（未遂を含む）の件数で、内数である。

なお、業種別（中分類）では、請求件数は「医療，福祉」の「社会保険・社会福祉・介護事業」167 件（10.5%）、「医療，福祉」の「医療業」134 件（8.4%）、「運輸業，郵便業」の「道路貨物運送業」84 件（5.3%）の順で多く、支給決定（認定）件数は「医療，福祉」の「社会保険・社会福祉・介護事業」46 件（9.2%）、「医療，福祉」の「医療業」32 件（6.4%）、「建設業」の「総合工事業」27 件（5.4%）の順に多くなっている（第 1-15 表、第 1-16 表）。

第 1-15 表 平成 28 年度精神障害の請求件数の多い業種（中分類の上位 15 業種）

（件）

	業種（大分類）	業種（中分類）	請求件数
1	医療，福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	167 （ 118 ）〈 5 （ 0 ）〉
2	医療，福祉	医療業	134 （ 106 ）〈 11 （ 4 ）〉
3	運輸業，郵便業	道路貨物運送業	84 （ 13 ）〈 9 （ 0 ）〉
4	建設業	総合工事業	59 （ 8 ）〈 9 （ 0 ）〉
4	情報通信業	情報サービス業	59 （ 17 ）〈 8 （ 0 ）〉
6	宿泊業，飲食サービス業	飲食店	54 （ 23 ）〈 5 （ 1 ）〉
7	製造業	輸送用機械器具製造業	47 （ 8 ）〈 8 （ 0 ）〉
8	卸売業，小売業	その他の小売業	45 （ 21 ）〈 3 （ 1 ）〉
9	製造業	電気機械器具製造業	42 （ 9 ）〈 8 （ 1 ）〉
10	運輸業，郵便業	道路旅客運送業	40 （ 3 ）〈 0 （ 0 ）〉
11	卸売業，小売業	機械器具小売業	39 （ 8 ）〈 7 （ 0 ）〉
12	建設業	設備工事業	36 （ 1 ）〈 12 （ 0 ）〉
13	卸売業，小売業	各種商品小売業	33 （ 18 ）〈 1 （ 1 ）〉
13	教育，学習支援業	学校教育	33 （ 17 ）〈 4 （ 1 ）〉
13	サービス業（他に分類されないもの）	その他の事業サービス業	33 （ 18 ）〈 2 （ 0 ）〉

（資料出所）厚生労働省「平成 28 年度過労死等の労災補償状況」
（注）1. 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。
2. （ ）内は女性の件数で、内数である。
3. 〈 〉内は死亡の件数で、内数である。

第 1-16 表 平成 28 年度精神障害の支給決定（認定）件数の多い業種（中分類の上位 15 業種）

（件）

	業種（大分類）	業種（中分類）	支給決定件数
1	医療，福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	46 （ 34 ）〈 3 （ 0 ）〉
2	医療，福祉	医療業	32 （ 23 ）〈 5 （ 0 ）〉
3	建設業	総合工事業	27 （ 1 ）〈 9 （ 0 ）〉
4	運輸業，郵便業	道路貨物運送業	26 （ 3 ）〈 4 （ 0 ）〉
4	宿泊業，飲食サービス業	飲食店	26 （ 9 ）〈 2 （ 0 ）〉
6	情報通信業	情報サービス業	18 （ 4 ）〈 5 （ 0 ）〉
7	製造業	輸送用機械器具製造業	17 （ 3 ）〈 3 （ 0 ）〉
8	建設業	設備工事業	14 （ 0 ）〈 7 （ 0 ）〉
9	建設業	職別工事業（設備工事業を除く）	13 （ 1 ）〈 0 （ 0 ）〉
10	製造業	食料品製造業	12 （ 7 ）〈 2 （ 1 ）〉
10	卸売業，小売業	機械器具小売業	12 （ 2 ）〈 1 （ 0 ）〉
12	卸売業，小売業	飲食料品小売業	11 （ 6 ）〈 0 （ 0 ）〉
12	卸売業，小売業	その他の小売業	11 （ 7 ）〈 0 （ 0 ）〉
12	サービス業（他に分類されないもの）	その他の事業サービス業	11 （ 2 ）〈 4 （ 0 ）〉
15	製造業	金属製品製造業	9 （ 3 ）〈 3 （ 0 ）〉
15	製造業	電気機械器具製造業	9 （ 3 ）〈 3 （ 0 ）〉
15	学術研究，専門・技術サービス業	専門サービス業（他に分類されないもの）	9 （ 1 ）〈 3 （ 0 ）〉

（資料出所）厚生労働省「平成 28 年度過労死等の労災補償状況」
（注）1. 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。
2. （ ）内は女性の件数で、内数である。
3. 〈 〉内は死亡の件数で、内数である。

次に、職種別（大分類）でみると、請求件数は「専門的・技術的職業従事者」361 件（22.8％）「事務従事者」307 件（19.4％）、「販売従事者」220 件（13.9％）の順で多く、支給決定（認定）件数は「専門的・技術的職業従事者」115 件（23.1％）、「事務従事者」81 件（16.3％）、「サービス職業従事者」64 件（12.9％）の順に多くなっており、請求件数、支給決定（認定）件数ともに「専門的・技術的職業従事者」が最多となっている（第 1-17 表）。

なお、職種別（中分類）では、請求件数は「事務従事者」の「一般事務従事者」198 件（12.5％）、「販売従事者」の「営業職業従事者」112 件（7.1％）、「販売従事者」の「商品販売従事者」98 件（6.2％）の順で多く、支給決定（認定）件数は「事務従事者」の「一般事務従事者」47 件（9.4％）、「販売従事者」の「営業職業従事者」37 件（7.4％）、「管理的職業従事者」の「法人・団体管理職員」29 件（5.8％）の順に多くなっており、請求件数、支給決定（認定）件数ともに「一般事務従事者」が最多となっている（第 1-18 表、第 1-19 表）。

第 1-17 表　精神障害の職種別請求、決定及び支給決定（認定）件数

（件）

職種（大分類）＼年度	平成27年度			平成28年度		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
専門的・技術的職業従事者	325 （ 138 ）〈 56 （ 6 ）〉	295 （ 113 ）〈 61 （ 6 ）〉	114 （ 35 ）〈 35 （ 3 ）〉	361 （ 177 ）〈 60 （ 8 ）〉	286 （ 125 ）〈 57 （ 5 ）〉	115 （ 42 ）〈 34 （ 1 ）〉
管理的職業従事者	80 （ 11 ）〈 21 （ 0 ）〉	83 （ 9 ）〈 31 （ 1 ）〉	44 （ 4 ）〈 21 （ 1 ）〉	93 （ 16 ）〈 27 （ 0 ）〉	84 （ 14 ）〈 15 （ 0 ）〉	30 （ 8 ）〈 5 （ 0 ）〉
事務従事者	362 （ 182 ）〈 48 （ 4 ）〉	296 （ 165 ）〈 40 （ 5 ）〉	93 （ 44 ）〈 18 （ 1 ）〉	307 （ 162 ）〈 23 （ 3 ）〉	288 （ 144 ）〈 28 （ 4 ）〉	81 （ 44 ）〈 7 （ 0 ）〉
販売従事者	178 （ 76 ）〈 22 （ 2 ）〉	147 （ 64 ）〈 26 （ 2 ）〉	48 （ 20 ）〈 7 （ 0 ）〉	220 （ 98 ）〈 28 （ 5 ）〉	176 （ 76 ）〈 22 （ 2 ）〉	63 （ 22 ）〈 11 （ 0 ）〉
サービス職業従事者	183 （ 106 ）〈 14 （ 1 ）〉	167 （ 92 ）〈 13 （ 0 ）〉	53 （ 24 ）〈 4 （ 0 ）〉	198 （ 119 ）〈 11 （ 1 ）〉	177 （ 95 ）〈 13 （ 1 ）〉	64 （ 32 ）〈 5 （ 0 ）〉
輸送・機械運転従事者	89 （ 12 ）〈 5 （ 0 ）〉	75 （ 7 ）〈 3 （ 0 ）〉	37 （ 3 ）〈 1 （ 0 ）〉	111 （ 8 ）〈 6 （ 0 ）〉	81 （ 8 ）〈 4 （ 0 ）〉	32 （ 2 ）〈 2 （ 0 ）〉
生産工程従事者	159 （ 35 ）〈 17 （ 2 ）〉	129 （ 27 ）〈 18 （ 2 ）〉	36 （ 9 ）〈 4 （ 0 ）〉	160 （ 28 ）〈 26 （ 1 ）〉	133 （ 19 ）〈 23 （ 2 ）〉	52 （ 7 ）〈 10 （ 1 ）〉
運搬・清掃・包装等従事者	58 （ 11 ）〈 4 （ 0 ）〉	50 （ 11 ）〈 4 （ 0 ）〉	19 （ 5 ）〈 1 （ 0 ）〉	63 （ 14 ）〈 6 （ 0 ）〉	60 （ 11 ）〈 5 （ 0 ）〉	23 （ 8 ）〈 2 （ 0 ）〉
建設・採掘従事者	58 （ 1 ）〈 11 （ 0 ）〉	39 （ 1 ）〈 6 （ 0 ）〉	18 （ 0 ）〈 1 （ 0 ）〉	54 （ 0 ）〈 10 （ 0 ）〉	47 （ 1 ）〈 7 （ 0 ）〉	27 （ 1 ）〈 6 （ 0 ）〉
その他の職種（上記以外の職種）	23 （ 2 ）〈 1 （ 0 ）〉	25 （ 3 ）〈 3 （ 0 ）〉	10 （ 2 ）〈 1 （ 0 ）〉	19 （ 5 ）〈 1 （ 0 ）〉	23 （ 4 ）〈 2 （ 0 ）〉	11 （ 2 ）〈 2 （ 0 ）〉
合計	1515 （ 574 ）〈 199 （ 15 ）〉	1306 （ 492 ）〈 205 （ 16 ）〉	472 （ 146 ）〈 93 （ 5 ）〉	1586 （ 627 ）〈 198 （ 18 ）〉	1355 （ 497 ）〈 176 （ 14 ）〉	498 （ 168 ）〈 84 （ 2 ）〉

（資料出所）厚生労働省「平成 28 年度過労死等の労災補償状況」
（注）1. 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。
2.「その他の職種（上記以外の職種）」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業従事者などである。
3.（ ）内は女性の件数で、内数である。
4.〈 〉内は自殺（未遂を含む）の件数で、内数である。

第 1-18 表 平成 28 年度精神障害の請求件数の多い職種（中分類の上位 15 職種）

（件）

	職種（大分類）	職種（中分類）	請求件数
1	事務従事者	一般事務従事者	198 （ 109 ）〈 13 （ 2 ）〉
2	販売従事者	営業職業従事者	112 （ 36 ）〈 17 （ 1 ）〉
3	販売従事者	商品販売従事者	98 （ 58 ）〈 9 （ 4 ）〉
4	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	90 （ 7 ）〈 2 （ 0 ）〉
5	管理的職業従事者	法人・団体管理職員	84 （ 15 ）〈 22 （ 0 ）〉
6	サービス職業従事者	介護サービス職業従事者	82 （ 59 ）〈 1 （ 0 ）〉
7	専門的・技術的職業従事者	保健師，助産師，看護師	70 （ 66 ）〈 2 （ 1 ）〉
8	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	62 （ 15 ）〈 12 （ 1 ）〉
9	専門的・技術的職業従事者	情報処理・通信技術者	51 （ 9 ）〈 11 （ 0 ）〉
10	サービス職業従事者	接客・給仕職業従事者	46 （ 27 ）〈 5 （ 1 ）〉
11	専門的・技術的職業従事者	社会福祉専門職業従事者	45 （ 39 ）〈 3 （ 2 ）〉
12	サービス職業従事者	飲食物調理従事者	39 （ 18 ）〈 2 （ 0 ）〉
13	事務従事者	営業・販売事務従事者	37 （ 20 ）〈 4 （ 0 ）〉
14	専門的・技術的職業従事者	製造技術者（開発）	36 （ 3 ）〈 9 （ 0 ）〉
15	運搬・清掃・包装等従事者	運搬従事者	35 （ 4 ）〈 5 （ 0 ）〉

（資料出所）厚生労働省「平成 28 年度過労死等の労災補償状況」
（注）1. 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。
2. （ ）内は女性の件数で、内数である。
3. 〈 〉内は自殺（未遂を含む）の件数で、内数である。

第 1-19 表 平成 28 年度精神障害の支給決定（認定）件数の多い職種（中分類の上位 15 職種）

（件）

	職種（大分類）	職種（中分類）	支給決定件数
1	事務従事者	一般事務従事者	47 （ 26 ）〈 4 （ 0 ）〉
2	販売従事者	営業職業従事者	37 （ 10 ）〈 9 （ 0 ）〉
3	管理的職業従事者	法人・団体管理職員	29 （ 8 ）〈 5 （ 0 ）〉
4	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	26 （ 2 ）〈 1 （ 0 ）〉
5	販売従事者	商品販売従事者	25 （ 12 ）〈 2 （ 0 ）〉
6	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	24 （ 5 ）〈 4 （ 1 ）〉
7	専門的・技術的職業従事者	建築・土木・測量技術者	22 （ 2 ）〈 9 （ 0 ）〉
7	サービス職業従事者	接客・給仕職業従事者	22 （ 8 ）〈 2 （ 0 ）〉
9	サービス職業従事者	介護サービス職業従事者	20 （ 17 ）〈 1 （ 0 ）〉
10	専門的・技術的職業従事者	情報処理・通信技術者	17 （ 1 ）〈 6 （ 0 ）〉
10	専門的・技術的職業従事者	社会福祉専門職業従事者	17 （ 13 ）〈 2 （ 0 ）〉
12	サービス職業従事者	飲食物調理従事者	16 （ 5 ）〈 0 （ 0 ）〉
12	運搬・清掃・包装等従事者	運搬従事者	16 （ 4 ）〈 2 （ 0 ）〉
14	専門的・技術的職業従事者	保健師・助産師・看護師	13 （ 13 ）〈 0 （ 0 ）〉
14	事務従事者	営業・販売事務従事者	13 （ 6 ）〈 1 （ 0 ）〉
14	建設・採掘従事者	建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）	13 （ 0 ）〈 2 （ 0 ）〉

（資料出所）厚生労働省「平成 28 年度過労死等の労災補償状況」
（注）1. 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。
2. （ ）内は女性の件数で、内数である。
3. 〈 〉内は自殺（未遂を含む）の件数で、内数である。

年齢別では、請求件数は「40～49歳」542件（34.2%）、「30～39歳」408件（25.7%）、「50～59歳」295件（18.6%）の順で多く、支給決定（認定）件数は「40～49歳」144件（28.9%）、「30～39歳」136件（27.3%）、「20～29歳」107件（21.5%）の順に多くなっている（第1-20表）。

第1-20表　精神障害の年齢別請求、決定及び支給決定（認定）件数

（件）

年齢＼年度	平成27年度						平成28年度					
	請求件数		決定件数		うち支給決定件数		請求件数		決定件数		うち支給決定件数	
		うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺
19歳以下	18 （ 9 ）	4 （ 1 ）	11 （ 5 ）	2 （ 0 ）	2 （ 1 ）	0 （ 0 ）	14 （ 4 ）	4 （ 0 ）	19 （ 5 ）	6 （ 0 ）	9 （ 3 ）	2 （ 0 ）
20～29歳	281 （ 119 ）	43 （ 3 ）	244 （ 108 ）	34 （ 3 ）	87 （ 36 ）	14 （ 1 ）	266 （ 130 ）	47 （ 8 ）	254 （ 114 ）	43 （ 5 ）	107 （ 46 ）	22 （ 2 ）
30～39歳	419 （ 150 ）	56 （ 5 ）	382 （ 133 ）	57 （ 4 ）	137 （ 42 ）	22 （ 2 ）	408 （ 158 ）	50 （ 5 ）	360 （ 124 ）	47 （ 4 ）	136 （ 42 ）	22 （ 0 ）
40～49歳	459 （ 164 ）	58 （ 3 ）	408 （ 145 ）	69 （ 4 ）	147 （ 40 ）	34 （ 0 ）	542 （ 200 ）	67 （ 0 ）	425 （ 147 ）	49 （ 1 ）	144 （ 47 ）	22 （ 0 ）
50～59歳	287 （ 113 ）	34 （ 2 ）	229 （ 90 ）	38 （ 4 ）	85 （ 25 ）	21 （ 2 ）	295 （ 111 ）	25 （ 3 ）	244 （ 87 ）	27 （ 2 ）	82 （ 25 ）	16 （ 0 ）
60歳以上	51 （ 19 ）	4 （ 1 ）	32 （ 11 ）	5 （ 1 ）	14 （ 2 ）	2 （ 0 ）	61 （ 24 ）	5 （ 2 ）	53 （ 20 ）	4 （ 2 ）	20 （ 5 ）	0 （ 0 ）
合計	1515 （ 574 ）	199 （ 15 ）	1306 （ 492 ）	205 （ 16 ）	472 （ 146 ）	93 （ 5 ）	1586 （ 627 ）	198 （ 18 ）	1355 （ 497 ）	176 （ 14 ）	498 （ 168 ）	84 （ 2 ）

（資料出所）厚生労働省「平成28年度過労死等の労災補償状況」
（注）1. 自殺は、未遂を含む件数である。
2. （ ）内は女性の件数で、内数である。

時間外労働時間数別（1か月平均）の支給決定（認定）件数では、「その他」を除くと「20時間未満」が84件で最も多く、次に「160時間以上」が52件であった（第1-21表）。

第1-21表　精神障害の時間外労働時間数（1か月平均）別支給決定（認定）件数

（件）

区分＼年度	平成27年度	うち自殺	平成28年度	うち自殺
20時間未満	86（ 52 ）	5（ 1 ）	84（ 46 ）	5（ 0 ）
20時間以上～40時間未満	50（ 24 ）	9（ 1 ）	43（ 14 ）	8（ 0 ）
40時間以上～60時間未満	46（ 10 ）	11（ 0 ）	41（ 9 ）	10（ 0 ）
60時間以上～80時間未満	20（ 3 ）	4（ 0 ）	24（ 6 ）	3（ 0 ）
80時間以上～100時間未満	20（ 4 ）	7（ 1 ）	23（ 2 ）	11（ 0 ）
100時間以上～120時間未満	45（ 8 ）	18（ 1 ）	49（ 7 ）	12（ 1 ）
120時間以上～140時間未満	40（ 3 ）	15（ 0 ）	38（ 8 ）	8（ 0 ）
140時間以上～160時間未満	22（ 3 ）	4（ 0 ）	19（ 3 ）	5（ 0 ）
160時間以上	65（ 11 ）	18（ 0 ）	52（ 11 ）	19（ 1 ）
その他	78（ 28 ）	2（ 1 ）	125（ 62 ）	3（ 0 ）
合計	472（ 146 ）	93（ 5 ）	498（ 168 ）	84（ 2 ）

（資料出所）厚生労働省「平成28年度過労死等の労災補償状況」
（注）1. 本表は、支給決定事案ごとに心理的負荷の評価期間における1か月平均の時間外労働時間数を算出し、区分したものである。
2. その他の件数は、出来事による心理的負荷が極度であると認められる事案等、労働時間を調査するまでもなく明らかに業務上と判断した事案の件数である。
3. 自殺は、未遂を含む件数である。
4. （ ）内は女性の件数で、内数である。

就労形態別の支給決定（認定）件数では、前年度に引き続き、「正規職員・従業員」が最多で、448 件と全体の 90.0％を占めている（第 1-22 表）。

第 1-22 表 精神障害の就労形態別決定及び支給決定（認定）件数

（件）

区分＼年度	平成27年度				平成28年度			
	決定件数	うち自殺	うち支給決定件数	うち自殺	決定件数	うち自殺	うち支給決定件数	うち自殺
正規職員・従業員	1077（363）	189（12）	407（111）	87（4）	1155（383）	161（12）	448（141）	80（2）
契約社員	78（37）	5（0）	18（11）	1（0）	62（36）	6（2）	13（7）	0（0）
派遣労働者	37（15）	5（1）	13（4）	2（0）	22（9）	3（0）	5（1）	2（0）
パート・アルバイト	99（72）	4（3）	27（20）	1（1）	100（64）	4（0）	28（18）	2（0）
その他(特別加入者等)	15（5）	2（0）	7（0）	2（0）	16（5）	2（0）	4（1）	0（0）
合計	1306（492）	205（16）	472（146）	93（5）	1355（497）	176（14）	498（168）	84（2）

（資料出所）厚生労働省「平成 28 年度過労死等の労災補償状況」
（注）1. 自殺は、未遂を含む件数である。
2. 就労形態の区分は以下のとおりである。
・正規職員・従業員
一般職員又は正社員などと呼ばれているフルタイムで雇用されている労働者。
・契約社員
専門的職種に従事させることを目的に雇用され、雇用期間の定めのある労働者。
・派遣労働者
労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている労働者。
・パート・アルバイト
就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている労働者。
3. （ ）内は女性の件数で、内数である。

出来事別の支給決定（認定）件数では、「（ひどい）嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」74 件、「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」63 件の順に多くなっている（第 1-23 表）。

第 1-23 表　精神障害の出来事別決定及び支給決定（認定）件数

（件）

	具体的な出来事	平成27年度				平成28年度			
		決定件数		うち支給決定件数		決定件数		うち支給決定件数	
			うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺
1 事故や災害の体験	(重度の)病気やケガをした	85(23)	3(0)	34(7)	1(0)	88(24)	4(1)	42(7)	3(0)
	悲惨な事故や災害の体験、目撃をした	80(46)	0(0)	45(24)	0(0)	79(45)	0(0)	53(31)	0(0)
2 仕事の失敗、過重な責任の発生等	業務に関連し、重大な人身事故、重大事故を起こした	5(1)	2(0)	2(0)	1(0)	6(3)	1(0)	1(0)	0(0)
	会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした	34(10)	13(2)	11(2)	6(0)	19(8)	3(0)	8(2)	2(0)
	会社で起きた事故、事件について、責任を問われた	15(5)	4(0)	6(0)	3(0)	12(6)	1(0)	4(3)	0(0)
	自分の関係する仕事で多額の損失等が生じた	2(0)	1(0)	0(0)	0(0)	2(0)	1(0)	0(0)	0(0)
	業務に関連し、違法行為を強要された	8(2)	1(0)	2(1)	0(0)	11(7)	1(0)	3(1)	1(0)
	達成困難なノルマが課された	10(1)	5(0)	4(1)	2(0)	14(2)	7(0)	3(0)	2(0)
	ノルマが達成できなかった	8(0)	3(0)	5(0)	1(0)	8(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	新規事業の担当になった、会社の建て直しの担当になった	3(1)	1(0)	0(0)	0(0)	6(1)	1(0)	3(1)	0(0)
	顧客や取引先から無理な注文を受けた	12(4)	4(0)	3(0)	1(0)	3(2)	0(0)	0(0)	0(0)
	顧客や取引先からクレームを受けた	19(13)	0(0)	2(1)	0(0)	28(17)	4(2)	7(3)	1(0)
	大きな説明会や公式の場での発表を強いられた	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)	2(0)	1(0)	1(0)
	上司が不在になることにより、その代行を任された	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	5(1)	2(0)	0(0)	0(0)
3 仕事の量・質	仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった	152(39)	42(3)	75(17)	26(3)	158(35)	35(4)	63(15)	18(1)
	1か月に80時間以上の時間外労働を行った	55(7)	11(1)	36(5)	7(0)	54(10)	15(0)	39(7)	11(0)
	2週間以上にわたって連続勤務を行った	38(7)	9(0)	25(5)	5(0)	63(12)	18(1)	47(9)	12(0)
	勤務形態に変化があった	6(3)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)
	仕事のペース、活動の変化があった	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)
4 役割・地位の変化等	退職を強要された	24(7)	2(0)	5(1)	1(0)	27(10)	0(0)	6(3)	0(0)
	配置転換があった	55(11)	13(1)	13(2)	3(0)	55(11)	10(0)	14(2)	3(0)
	転勤をした	16(2)	9(0)	4(0)	4(0)	10(1)	3(0)	3(0)	2(0)
	複数名で担当していた業務を1人で担当するようになった	5(3)	2(0)	2(0)	2(0)	8(3)	1(1)	2(0)	0(0)
	非正規社員であるとの理由等により、仕事上の差別、不利益取扱いを受けた	3(1)	0(0)	1(0)	0(0)	5(0)	2(0)	2(0)	1(0)
	自分の昇格・昇進があった	7(1)	2(0)	1(0)	0(0)	8(1)	1(0)	0(0)	0(0)
	部下が減った	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	4(3)	1(0)	1(1)	0(0)
	早期退職制度の対象となった	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	非正規社員である自分の契約満了が迫った	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)
5 対人関係	(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた	151(61)	15(2)	60(22)	8(1)	173(68)	8(1)	74(28)	3(0)
	上司とのトラブルがあった	259(123)	30(3)	21(6)	3(0)	265(102)	19(2)	24(5)	5(0)
	同僚とのトラブルがあった	50(27)	3(2)	2(1)	1(1)	40(25)	1(0)	0(0)	0(0)
	部下とのトラブルがあった	10(2)	5(0)	1(1)	0(0)	12(6)	1(0)	1(0)	0(0)
	理解してくれていた人の異動があった	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3(2)	0(0)	0(0)	0(0)
	上司が替わった	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	1(1)	0(0)
	同僚等の昇進・昇格があり、昇進で先を越された	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
6 セクシュアルハラスメント	セクシュアルハラスメントを受けた	44(44)	0(0)	24(24)	0(0)	50(49)	0(0)	29(28)	0(0)
7 特別な出来事（注2）		87(26)	17(0)	87(26)	17(0)	71(23)	20(1)	67(21)	19(1)
8 その他（注3）		56(19)	7(2)	0(0)	0(0)	62(17)	14(1)	0(0)	0(0)
合計		1306(492)	205(16)	472(146)	93(5)	1355(497)	176(14)	498(168)	84(2)

（資料出所）厚生労働省「平成 28 年度過労死等の労災補償状況」
（注）1.「具体的な出来事」は、平成 23 年 12 月 26 日付け基発 1226 第 1 号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」別表 1 による(※)。
2.「特別な出来事」は、心理的負荷が極度のもの等の件数である。
3. 自殺は、未遂を含む件数である。
4. ( ) 内は女性の件数で、内数である。
（※）平成 23 年 12 月 26 日付け基発 1226 第 1 号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」の Web サイト：http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousaihoken04/dl/120118a.pdf

コラム１　労災認定された事案の紹介

過重な仕事が原因で発症した脳・心臓疾患や、仕事による強いストレスなどが原因で発病した精神障害の事案で、平成 28（2016）年度に労災認定された事例を以下に紹介します。

＜脳・心臓疾患の事例＞

① 被災者は運送会社でトラックの運転手として勤務していた者であるが、トラックを運転中に、急に手足が動かなくなったため、医療機関を受診したところ、脳内出血を発症していると診断された。

被災者は時間外労働時間は毎月のように月 200 時間を超えており、被災者は発症前１ヶ月間に月 210 時間を超える時間外労働を行うなど過重な業務を行っており、業務上として労災認定された。

② 被災者は運送会社でトラックの運転手として勤務していた者であるが、某日、荷の納入先で荷卸し作業を行っていたところ、作業中に倒れ救急車で医療機関に搬送され、くも膜下出血と診断された。

被災者は毎月のように月 170 時間を超える時間外労働を行っており、発症前の１ヶ月間の時間外労働時間も月 170 時間を超えているなど過重な業務を行っており、業務上として労災認定された。

③ 被災者は飲食業を営む会社で３店舗の統括責任者として勤務していた者であるが、被災者が担当する飲食店舗に行っていたところ厨房において目眩を感じ、歩行に支障を来すこととなったため、医療機関を受診したところ脳梗塞と診断された。

被災者は発症前の１ヶ月間に月 200 時間を超える時間外労働を行うなど過重な業務を行っており、業務上として労災認定された。

＜精神障害の事例＞

① 被災者は情報通信会社においてプログラミングやコールセンター業務を行っていたが、休日労働も行うなど長時間労働を行っていたことから不眠等に陥り、医療機関を受診したところ、精神障害と診断された。

被災者は発症時に担当業務に従事するようになってから時間外労働がそれ以前より倍増し月 120 時間以上となり、また 12 日間の連続勤務を行っていたため、強い心理的負荷を受けているとして労災認定された。

② 被災者は専門学校の教員として勤務していたものであるが、校長より強い叱責を受け、さらに後日職員会議で人格や人間性を否定する言葉を浴びせられたことや退職を強要されたことなどが原因で頭痛、不眠に悩まされるようになったため、医療機関を受診したところ精神障害と診断された。

被災者は、ひどい嫌がらせ、いじめ又は暴行を受けたこと、上司とのトラブルがあったこと、退職を強要されたことなどから、強い心理的負荷があったとして労災認定された。